

愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県が発注する建設工事において、工期に余裕期間を設定する工事（受注者が一定の期間内で工事開始日を選択でき、これが書面により手続上明確になっている工事をいう。以下、「余裕工期設定工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕工期設定工事は、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事とする。

(工事開始日の期限及び工事着手日)

第3条 受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から工事開始日の期限までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる。

2 工事開始日の期限は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日とし、発注者は入札公告等によりその旨を明示しなければならない。

3 受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1）により発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着工しなければならない。

(工期の設定)

第4条 工事開始の期限の日から工期末日（工期の終期日をいう。）までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期）を確保することを原則とする。

(前金払の請求)

第5条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第6条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の配置)

第7条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者（特例監理技術者を配置する場合は、当該特例監理技術者及び監理技術者補佐）又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(特記仕様書)

第9条 余裕工期設定工事において適用する特記仕様書は、（別紙2）のとおりとする。

(入札公告における記載方法)

第10条 余裕工期設定工事に係る入札公告等における記載方法は次のとおりとする。

(1) 入札公告における工期（工事開始日）の記載は、「工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内」とすること。

(2) 入札公告において、「この公告の工事は、『愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領』の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。」と明示すること。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

工 事 開 始 日 通 知 書
(余裕工期設定工事)

令和〇年〇月〇日

(発注者) 様

(受注者) 印

落札した次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

- 1 工事番号及び工事名
- 2 工事箇所
- 3 工事開始日 令和 年 月 日

- ※1 契約締結までに提出すること。
2 契約書の工期の始期は、本通知書に記載された工事開始日とする。
3 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
4 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。
5 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

余裕工期設定工事に関する特記仕様書

第1条 (対象工事)

本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕工期設定工事）の対象工事である。

第2条 (工期の設定)

工事請負契約の成立の日の翌日から工期末日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準又は積上げ工事工期）に60日間を加えた期間を見込んでいる。

第3条 (工事開始日の期限及び工事着手日)

- 1 受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内の任意の日を工事開始日と定め、契約締結までに工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着工しなければならない。

第4条 (前金払の請求)

本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

第5条 (工事開始日前の現場管理等)

- 1 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

第6条 (技術者等の配置)

契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者（特例監理技術者を配置する場合は、当該特例監理技術者及び監理技術者補佐）又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

第7条 (経費の負担)

余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

余裕工期設定工事について（イメージ）

